

議案第 1 号

令和 2 年度船橋市一般会計補正予算

令和 2 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 9, 2 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 9, 3 1 7, 3 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 2 2 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入		補正前の額	補正額	計
款	項			
60	国庫支出金	103,858,423	104,608	103,963,031
	10 国庫負担金	32,991,506	104,608	33,096,114
65	県支出金	13,304,774	52,303	13,357,077
	10 県負担金	9,181,074	52,303	9,233,377
80	繰入金	4,691,717	52,303	4,744,020
	10 基金繰入金	4,691,717	52,303	4,744,020
歳 入 合 計		279,108,142	209,214	279,317,356

議案第 2 号

令和 2 年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 2 2 日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第3号

令和2年度船橋市一般会計補正予算

令和2年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598,411千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279,915,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		103,963,031	150,107	104,113,138
	10 国庫負担金	33,096,114	141,407	33,237,521
	15 国庫補助金	70,739,477	8,700	70,748,177
65 県支出金		13,357,077	30,028	13,387,105
	15 県補助金	2,530,180	30,028	2,560,208
80 繰入金		4,744,020	418,276	5,162,296
	10 基金繰入金	4,744,020	418,276	5,162,296
歳 入 合 計		279,317,356	598,411	279,915,767

議案第4号

令和2年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計補正予算

令和2年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ588,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による

令和2年5月22日提出

船橋市長 松戸 徹

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10	公共用地先行取得事業費	0	180,000	180,000
	10 公共用地先行取得事業費	0	180,000	180,000
歳 出 合 計		408,000	180,000	588,000

第2表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
公共用地先行取得事業		180,000	180,000

議案第5号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

- 14 第22条の規定にかかわらず、特殊勤務手当のうち感染症防疫作業手当については、当分の間、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に係る作業に従事した場合には、日額500円以内を支給する。
- 15 前項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症が流行した区域その他の区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当の支給額は、日額6,000円以内とする。
- 16 前2項に定めるもののほか、職員が、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合における特殊勤務手当（感染症防疫作業手当に限る。）の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第14項から第16項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

（感染症防疫作業手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された感染症防疫作業手当は、改正後の条例の規定による感染症防疫作業手当の内払とみなす。

理 由

職員が新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合における感染症防疫作業手当について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市市税条例等の一部を改正する条例

(船橋市市税条例の一部改正)

第1条 船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第34条の4の2第2項中「、第72条第1項(同法第144条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第88条」を「(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。)、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第46条中「6月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その」を削り、「第5号の15様式」の次に「又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を

当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から10月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第123条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2中第16項を第17項とし、第9項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条、第13条、第13条の3及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 船橋市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」

に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第34条の4の2第1項中「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額」及び「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削る。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を

同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(船橋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年船橋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、船橋市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中船橋市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中船橋市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定、同条例第74条の2の次に1条を加える改正規定、同条例第75条第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条、附則第3条及び第5条第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中船橋市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の船橋市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第

8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第74条の3の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第74条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、現所有者の申告について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 船橋市都市計画税条例（昭和31年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5項から第10項まで、第12項及び第13項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第16項中「若しくは第42項から第44項まで」を「、第42項から第44項まで若しくは第47項」に、「又は法」を「又は」に改める。

第2条 船橋市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「若しくは第47項」を「、第47項若しくは第48項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、課税標準の特例について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市債権管理条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市債権管理条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号）附則第4項
- (2) 船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）附則第12項
- (3) 船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号）附則第6条
- (4) 船橋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年船橋市条例第9号）附則第2条

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市債権管理条例、船橋市国民健康保険条例、船橋市介護保険条例及び船橋市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の一部改正にならい、延滞金の割合の特例について、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

船橋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年船橋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「10分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の船橋市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた船橋市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項の補償（以下「補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に掲げる傷病補償年金、同条第4号アに掲げる障害補償年金及び同条第6号アに掲げる遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（補償及び傷病補償年金等の内払）

3 改正前の船橋市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項及び別表の規定に基づき、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく補償及び傷病補償年金等は、新条例による補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市介護保険条例の一部を改正する条例

船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「20,670円」を「15,900円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「20,670円」を「15,900円」に、「30,210円」を「22,260円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「20,670円」を「15,900円」に、「42,930円」を「41,340円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額賦課について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第3の198の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例（昭和55年船橋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年4月1日前に受けた医療に関する給付に係る入院医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

入院医療費の助成の要件について、精神障害者保健福祉手帳の所持を明確化するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和55年船橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「別表第5号身体障害者程度等級表」を「別表第5号身体障害者障害程度等級表」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当するもの

第3条第1項第2号中「(65歳に達した日以後新たに重度心身障害者となった者(以下「高齢重度心身障害者」という。)であって75歳未満のものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号に該当する者)」を削り、同項第3号中「(高齢重度心身障害者にあつては、零円以下)」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 65歳に達した日以後新たに重度心身障害者となった者でないこと。

第4条第1項中「(昭和25年法律第123号)」を削る。

(船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成1

9年船橋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金交付要綱(昭和51年千葉県要綱)の規定により千葉県知事が高額治療継続者(児)に該当するとして所得制限を適用しないこととする日」に改める。

(船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第3条 船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年船橋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第1条の規定による改正後の」及び「(以下「改正後の条例」という。)」を削り、「改正後の条例第3条第1項第2号中「その被扶養者(65歳に達した日以後新たに重度心身障害者となった者(以下「高齢重度心身障害者」という。))であって75歳未満のものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号に該当する者)」とあるのは「その被扶養者」と、同項第3号中「235,000円未満(高齢重度心身障害者にあつては、零円以下)」とあるのは「235,000円未満」とする」を「同項第5号の規定は、適用しない」に改める。

附則第5項中「改正後の条例」を「第1条の規定による改正後の船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第1条中船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第2号の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年8月1日前において助成事由の生じた医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する医療費の助成を受けることのできる重度心身障害者(以下「重度心身障害者」という。)である者に対する第1条の規定による改正後の船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定の適用については、その者が引き続き重度心身障害者である間は、同項第2号中「その被扶養者」とあるのは「その被扶養者(65歳に達した日以後新たに重度心身障害者となった者(以下

「高齢重度心身障害者」という。)であって75歳未満のものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号に該当する者)」と、同項第3号中「235,000円未満」とあるのは「235,000円未満(高齢重度心身障害者にあつては、零円以下)」とし、同項第5号の規定は、適用しない。

理 由

千葉県の重度心身障害者(児)医療給付改善事業に係る補助制度の改正にならい、医療費の助成の要件について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

令和2年度船橋市一般会計予算については、予算の補正に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月21日

船橋市長 松 戸 徹

令和2年度船橋市一般会計補正予算

令和2年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,195,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,880,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		37,785,000	186,926	37,971,926
	10 国庫負担金	32,807,190	184,316	32,991,506
	15 国庫補助金	4,850,370	2,610	4,852,980
80 繰入金		3,587,900	1,008,457	4,596,357
	10 基金繰入金	3,587,900	1,008,457	4,596,357
歳 入 合 計		211,685,000	1,195,383	212,880,383

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 民生費		96,354,700	47,101	96,401,801
	10 社会福祉費	33,834,690	47,101	33,881,791
25 衛生費		17,680,800	354,499	18,035,299
	10 保健衛生費	9,964,250	354,499	10,318,749
40 商工費		3,865,800	682,200	4,548,000
	10 商工費	3,865,800	682,200	4,548,000
55 教育費		30,772,900	111,583	30,884,483
	10 教育総務費	6,023,280	111,583	6,134,863
歳 出 合 計		211,685,000	1,195,383	212,880,383

議案第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

令和2年度船橋市一般会計予算については、予算の補正に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月28日

船橋市長 松 戸 徹

令和2年度船橋市一般会計補正予算

令和2年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,429,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278,309,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		37,971,926	65,087,830	103,059,756
	15 国庫補助金	4,852,980	65,087,830	69,940,810
65 県支出金		13,058,900	245,874	13,304,774
	10 県負担金	8,935,200	245,874	9,181,074
80 繰入金		4,596,357	95,360	4,691,717
	10 基金繰入金	4,596,357	95,360	4,691,717
90 諸収入		8,936,600	27	8,936,627
	35 雑入	5,218,730	27	5,218,757
歳 入 合 計		212,880,383	65,429,091	278,309,474

議案第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

令和2年度船橋市一般会計予算については、予算の補正に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

船橋市長 松 戸 徹

令和2年度船橋市一般会計補正予算

令和2年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ798,668千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279,108,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		103,059,756	798,667	103,858,423
	15 国庫補助金	69,940,810	798,667	70,739,477
90 諸収入		8,936,627	1	8,936,628
	35 雑入	5,218,757	1	5,218,758
歳 入 合 計		278,309,474	798,668	279,108,142

歳 出

(単位：千円)

歳 出	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		80,868,357	4,098	80,872,455
	10 総務管理費	76,756,157	4,098	76,760,255
20 民生費		96,401,801	794,570	97,196,371
	15 児童福祉費	45,189,260	794,570	45,983,830
歳 出 合 計		278,309,474	798,668	279,108,142

議案第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

令和2年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算については、予算の補正に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月10日

船橋市長 松 戸 徹

令和2年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,786,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
25 県支出金		34,447,500	1,000	34,448,500
	10 県補助金	34,447,500	1,000	34,448,500
歳 入 合 計		50,785,000	1,000	50,786,000

議案第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

船橋市長 松 戸 徹

船橋市市税条例の一部を改正する条例

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第6項中「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項を同条第16項とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成31年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の船橋市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例

による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

船橋市長 松 戸 徹

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例

船橋市都市計画税条例（昭和31年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第5項から第10項まで、第12項及び第13項中「第19項」を「第18項」に改める。

附則第16項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで若しくは第42項から第44項まで」に、「第34項」を「第33項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の船橋市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年4月10日

船橋市長 松 戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第29条の2 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第29条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けること

ができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。
ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第29条の4 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第29条の2から第29条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

船橋市長 松 戸 徹

船橋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

船橋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

船橋市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市市税条例の一部を改正する条例

第1条 船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の2の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 船橋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新

型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年5月22日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 船橋市都市計画税条例（昭和31年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 船橋市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る課税標準の特例について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 25 号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 22 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和 36 年船橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 263 の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、同表 264 の項を次のように改める。

264 削除	
--------	--

別表第 3 の 265 の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。